

仕 様 書

1 件名

内部監査及び財務報告に係る内部統制の評価に関するアドバイザーの委託

2 概要

内部監査業務及び財務報告に係る内部統制の評価（以下「J-SOX 評価」という。）業務の高度化・専門性の向上を図るため、監査手法及び評価手続等についてのアドバイスを受けるもの。

3 内容

委託期間内において、株式会社ゆうちょ銀行監査部門監査企画部（以下「主管担当」という。）からの書面、電話、電子メール、面接及び Web 会議による照会・相談等に対し、必要に応じて調査を実施し、その結果及び関連する助言等について、書面、電話、電子メール、面接及び Web 会議の方法により回答すること。

なお、主な相談等の内容は別紙のとおり。

4 委託期間

契約締結日～2025年3月31日まで

5 作業時間等

（1）内部監査業務及び J-SOX 評価業務に関する助言

- ・担当者数：アドバイザー3名
- ・作業時間：相談・照会1回につき、3名で合計10時間程度（予定）
〔内訳〕レビュー、調査・情報収集及び分析：7.8時間
訪問ヒアリング、ディスカッション：1時間
回答資料の作成：2時間

作業回数：8回（予定）

（2）内部監査の高度化に向けた助言

- ・担当者数：アドバイザー3名
- ・作業時間：相談・照会1回につき、3名で合計14時間程度（予定）
〔内訳〕レビュー、調査・情報収集及び分析：10時間
訪問ヒアリング、ディスカッション：1.5時間
回答資料の作成：2.5時間

作業回数：17回（予定）

（3）履行場所：主管担当が別に指示する場所

（4）履行日時：主管担当が別に指示する日時

※ 資料の印刷等の費用については、受託者が負担すること。

※ 交通費は受託者負担とする。また、移動時間は、作業時間に含まない。

※ その他、上記（1）及び（2）による相談に代えて、監査法人からの研修等、適宜の形態で実施することができるものとする。

6 報告書等

各相談・照会案件が終了した場合は、その都度翌営業日までに、関連資料一

式をデータファイルにて主管担当が指示するメールアドレスあてに送付すること。

資料については、原則、Word、Excel、PowerPoint、PDF のソフトにより作成することとし、その他のソフトによる場合は、事前に主管担当に相談すること。なお、上記以外に研修等を実施した場合には、実施報告書（様式適宜）についても提出すること。

7 その他

- (1) 詳細については、主管担当の指示によること。
- (2) 受託者は、高度な専門知識や豊富な経験を有する者を中心とする態勢により、契約の履行にあたること。
 - ア 内部監査業務に関するアドバイザーに当たっては、内部監査の専門知識（実績経験を 3 年以上有すること）に加え、本邦メガバンク複数行に対する類似業務を経験した者から構成される態勢を構築するものとする。
 - イ J-SOX 評価業務に関するアドバイザーに当たっては、財務報告に係る内部統制の評価に関するアドバイザー又は財務諸表監査・内部統制監査の実績経験を 3 年以上有する者から構成される態勢を構築するものとする。
- (3) 受託者は、本委託に関して株式会社ゆうちょ銀行が開示した情報（公知の情報を除く。）及び履行過程で知り得た情報を本契約の目的以外に使用又は第三者に開示もしくは漏えいしてはならないものとし、そのために必要な措置を講じること。

なお、当該情報を本契約以外の目的に使用又は第三者に開示する必要がある場合は、事前に承認を得ること。
- (4) 受託者は、履行完了後速やかに、以下の書類を主管担当へ提出すること。

完了届・報告書等（様式適宜）
- (5) 本件委託内容は、再委託を禁ずる。

相談・照会等の想定内容

- 1 内部監査の高度化に関する事項
 - (1) 主管部門における内部監査の高度化に関する助言
 - ア 営業店監査の高度化
 - イ 本社監査の高度化
 - ウ 経営監査への取組
 - エ 内部監査人の人材育成
 - オ 内部監査業務におけるテクノロジー
 - カ 内部監査業務における品質評価
 - キ 金融庁「金融機関の内部監査の高度化」に向けたプログレスレポート
 - ク 内部監査人協会（IIA）が全面改訂を予定している「内部監査の専門職的实施の国際基準」を含む「専門職的实施の国際フレームワーク（I P P F）」等
 - (2) 先進的な内部監査態勢に関する監査手法等
- 2 民間金融機関等における監査態勢に関する事項
 - (1) 民間金融機関等における監査体制の実態
 - (2) 民間金融機関等における具体的な監査手法等（例：A銀行では、〇〇等）
- 3 監査計画に関する事項及びリスクアセスメントの手法に関する事項
 - (1) 監査計画（年度等）に関する助言
 - (2) リスクアプローチに関する助言
 - (3) リスクアセスメントの手法及び結果の検証等
- 4 監査プログラム等に関する事項
 - (1) 監査プログラム等に関する助言
 - (2) オフサイトモニタリングに関する助言
- 5 本社監査（エリア本部、パートナーセンター、貯金事務センター及び貯金事務計算センター等を含む）の手法等に関する事項
- 6 AML/CFT/CPFに係る監査の手法等に関する事項
- 7 資産運用商品等に係る監査の手法等に関する事項
- 8 システムに係る監査の手法等に関する事項
- 9 市場・信用リスクに係る監査の手法等に関する事項
- 10 直営店、代理店監査の手法等に関する事項
- 11 子会社・関連会社監査、外部委託先会社監査の手法等に関する事項
- 12 内部評価の実施に関する事項

- (1) I I A 基準、金融監督当局による指針等に基づいて行う内部監査の評価プログラム（当行の実態を踏まえた評価項目）に関する事項
- (2) 内部評価実施手法に関する助言

13 内部監査全般に関する事項

- (1) 内部監査の動向、方向性に関する情報提供と助言
- (2) 犯罪、不正調査に関する手法に関する助言
- (3) 金融庁検査、日本銀行考査、財務省の外為検査、預金保険機構検査、会計監査人監査に対する準備や対応方法についての
- (4) 監査結果資料等に対する第三者レビュー
- (5) C S A に関する監査アプローチについての助言
- (6) 監査資源に対するマネジメントについての助言
- (7) 監査結果データの統計・分析手法等
- (8) 監査の品質管理に関する事項
- (9) 評定方法に関する助言
- (10) 当行の実態を踏まえた内部監査に関する一般的視点からの助言
- (11) 新規業務の監査に関する事項（個人向け融資等）

14 日本版 S O X 法対応に関する事項

- (1) 統制の変更・新規評価項目、評価方法変更に関する評価手続についての情報提供と助言
- (2) 会計監査人対応についての情報提供と助言
- (3) 当行及び日本郵政グループの実態を踏まえた J - S O X 評価に関する一般的視点からの助言
- (4) 日本版 S O X 法対応における内部監査の手法等